## お部屋深しの お手伝いをします!

高齢者。障害者世帯 ・ひとり親世帯

住まいサポートセンターでは、区と協定を結んだ 不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室 情報を提供するサービスを行っています。

老朽化していて

- ●ご利用できる方は、世田谷区内にお住まいの
  - ■60歳以上の単身または高齢者のみの世帯
  - ■障害者の単身または障害者のいる世帯
  - ■18歳未満のお子さんのいるひとり親世帯





相談日時および相談会場(予約優先)

- 毎月 第 1·2·5 火曜日、毎週木曜日 世田谷区役所 住 宅
- 毎月第3・4火曜日
- 毎月第1・3金曜日
- 毎月第2・4金曜日

北沢総合支所 区民相談室

砧総合支所 区民相談室

烏山総合支所 区民相談室

①午後1時~2時 ②午後2時~3時

③午後3時~4時

事前に住まいサポートセンターまでご連絡ください。

ご予約・ お問合せ



一般財団法人世田谷トラストまちづくり SETAGAYA TRUST & COMMUNITY DESIGN

## **iまいサポートセンタ**・

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎1階

: 03-63**79-142**0 FAX: 03-6379-4233

受付時間 月~金曜日 午前8時30分~午後5時(祝日・年末年始を除きます)



## お部屋探しサポートの流れ

## Step 1 お問合せ

## ● 住まい探しのお問合せ

住まいサポートセンターでは、お部屋探しでお困りの 高齢の方や障害のある方、ひとり親世帯の方の住まい 探しをお手伝いしています。まずはお問合せください。



## Step 2 お部屋探し

### ● 希望条件の整理

家賃、部屋の間取り、広さ、利用している施設など、お部屋の希望条件をお伺いします。

## ● 物件情報の提供

不動産店団体の相談員が物件を一緒にお探しし、 高齢者等の入居に理解のある物件の情報をお渡し します。希望どおりの物件が見つからない場合は、 条件を見直すなどして探していきます。



### ● お部屋の下見

興味のある物件があれば、で自身で内覧にいっていただきます。

## Step 3 契約から入居 2~3週間

## ● 入居申込み・審査

入居にあたり、不動産店の入居審査がございます。 保証会社を利用してご契約いただく【保証会社紹介制度\*】(滞納家賃一時立替制度) もございます。 \* 氏間の保証会社の審査があります。

## ● 賃貸借契約

賃貸借契約は、不動産店にて入居者ご自身で行います。 お部屋の契約や退去にあたりご不明な点がある場合は、 ご相談ください。



## ● 引越し・入居

お部屋が決まった場合は、住まいサポートセンターまでご連絡ください。 新しい地域での生活に不安がある場合は、ご相談ください。

(2)

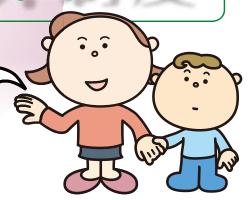
# 世田谷区

## 滞納家賃一時立替制度

# 保証会社紹介制度

不動産店で お尋ねください

世田谷区の「保証会社紹介制度」利用できますか?





民間賃貸住宅への入居や更新契約の際、連帯保証人を頼める人がいない…と、入居をあきらめている、世田谷区内在住2年以上の高齢者・障害者・ひとり親世帯の方。

ご利用の不動産店に、このチラシを持参して、『世田谷区の保証会社紹介制度』が利用可能かご確認ください。

※ご利用の際、緊急連絡先は必要となります。

## ● 保証会社紹介制度とは

民間賃貸住宅の賃貸借契約を結ぶ際には、保証人が必要となっています。 保証会社紹介制度は、保証人がいないため賃貸借契約が困難な、世田谷区内在

住2年以上の60歳以上の高齢者・障害者・18歳未満のお子さんのいるひと

り親世帯の方が、**区と協定を締結した保証** 会社を利用することにより、民間賃貸住宅への入居を支援する制度です。

また、初回利用に限り、保証料の一部を(※ただし生活保護受給世帯は除きます。)助成します。



お問合せ



一般財団法人世田谷トラストまちづくり

## 住まいサポートセンター

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎1階

**電話: 03-6379-1420** FAX: 03-6379-4233

受付時間 月~金曜日 午前8時30分~午後5時(祝日・年末年始を除きます)



#### 制度のあらまし

#### 保証会社による金銭保証

保証会社が家主に金銭保証をし、万一入院や予想外の出費で、利用者がやむを得ず家賃等を滞納した場合に、保証会社が一時的に立て替え払いをします。

- ●この立て替え払いは入居者の支払い義務が免除されるわけではありません。保証会社が立て替え払いした 家賃等については、後で保証会社からの請求に基づきお支払ください。なお、このとき別途手数料がかか る場合があります。
- ●保証会社の立て替え分をお返しいただけない場合は、次回の制度利用ができなくなり、退去請求されることがあります。

#### その他利用上の注意

- ●利用にあたっては保証会社の審査があり、保証契約ができない場合があります。
- ●家賃の滞納が続いた場合、家主から退去請求されたり、契約の更新を拒否されたりすることがあります。
- ●退去時の原状回復費用については、保証会社の認める範囲以外は保証の対象となりません。

## 保証料と保証料の助成

#### 保証料について

利用申し込み時に不動産店で保証料をお支払ください(更新までの2年分一括払い)。金額は<mark>月額家賃および共益費等の30%</mark>となります。ただし、月額家賃と共益費の合計が5万円を下回る場合は、5万円として計算します。

例)月額家賃5万円・共益費5千円の場合の保証料は (50,000円+5,000円)×30% = 16,500円

#### 保証料の助成

入居者が支払った保証料相当額の半額(2万円が限度)を初回保証契約に限り区が助成します。

◆賃貸借契約時に不動産店でいったん保証料の全額を支払っていただきます。 後日、住まいサポートセンターから送付される書類により助成申請手続きをしていただいた後、 ご指定の□座に助成額を振り込みます。(※ただし、生活保護受給世帯は除きます。)

#### 利用の申込み

- ◆民間賃貸住宅への入居や更新契約の際に、不動産店に世田谷区の保証会社紹介制度利用が可能か をご確認ください。
- ◆制度を利用できる保証会社は区と協定を締結している会社となります。申込書は世田谷区専用の用紙をご利用ください。詳細はお問い合わせください。
- ◆利用手続きには、資格等の確認のため、次の書類が必要となります。
  - ■身分を証明するもの(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、健康保険証など)
  - ■収入状況のわかるもの(年金通知、課税証明、給与明細など)
  - ■住民票の写し1通(世帯全員のもの。続柄の記載のあるもの)
- ◆物件は見つかったが、不動産店や管理会社がこの制度を知らなかった等の場合は、住まいサポートセンターにご相談ください。

## 葛飾区における居住支援に係る包括連携協定を4者間で締結しました

葛飾区

(公社)東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部

(公社)全日本不動産協会東京都本部 城東第一支部

ホームネット(株)

1 安否確認

と**2** 選

選べる二つの 費用補償

がセットになった見守りサービス

(みまもってるぶらす) プラス 安否確認 原状回復・事故対応・葬儀 費用補償

## 1 週2回の安否確認

週2回、かかってくる電話(音声ガイダンス) に出てボタンを1回押すだけ。指定連絡先に 結果をメールでお知らせします。

こちらは見まもっ TEL コールセンターです。 本日の体調はいかがでしょうか?音声ガイ ダンスに従ってボタンを押してください。



ちょっと 体調が悪いです

曜日・時間帯は指定ください。 固定電話・携帯電話・スマートフォン対応。

こちら「見まもっ TELI です。○○様が

「電話にお出になりませんでした」



操作	メール文章	
1	「元気です」を押されました。	
3	「体調が良くない」を押されました。	
出ず	電話にお出になりませんでした。	
①③以外	正常にボタンが押されませんでした。	

# 2 100万円までの費用補償

サービス利用者が亡くなられたことに起因 して発生した下記費用をお支払いします。

## ■支払対象

原状回復費用(修繕、清掃、異臭除去、消毒等) 事故対応費用(遺品整理費用、遺族との連絡通信費等) 葬儀費用(上限50万円)

補償限度額 支払対象金額の実費分に対し 100万円

## ■ 選べる二つの費用補償

(A)スタンダードコース

利用者が自宅内で自殺、犯罪死または孤独死により 死亡した場合にお支払い

B ワイドコース

スタンダードの条件に加え、利用者が賃貸借契約の 継続中に自宅外で死亡した場合にお支払い

#### 申込条件

- ① 単身でお住まいの方
- ② 電話機をお持ちの方(ダイヤル式電話は利用不可)
- ③ 結果メールの受信者を1名以上確保出来る方
- ※ 年齢や所得等による制限はございません
- ※ ®ワイドコースのお申込は賃貸物件入居者に限られます

## 利用料金織

コース	初回登録料	月額利用料
A スタンダード	10,000円	1,500円
<b>B</b> ワイド	15,000円	1,800円



## 葛飾区における居住支援に係る包括連携協定

葛飾区、(公社)東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部、(公社)全日本不動産協会東京都本部城東 第一支部、ホームネット(株)は、高齢者等の民間賃貸住宅への居住の支援に関する課題の解決を図るこ とを目的とし、葛飾区における居住支援に係る包括連携に関する協定を2019年3月22日に締結しました。

#### 取 扱 にな 店 る に

1.ホームネット(株)と販売委託契約を締結します。

『見まもっTELプラス』取扱店申込シートをお送りください。 クラウド型の電子契約サービス「クラウドサイン」承認メール が届くので承認手続きをお願いします。



サービス紹介動画を 公開中です。 左記QRコードから ご覧いただけます。

2.販売委託契約の締結後に、必要な資料の入ったファイルが届きます。

## 取扱店には利用に応じて販売手数料をお支払い致じます。

## プラス『取扱店申込シ・

		申込日		年	月	日
会 員 法 人 名						
住所	東京都					
代表者名	フリガナ					
担当者名	フリガナ					
電話番号						
メールアドレス			@			

上記メールアドレスに、ホームネット(株)より販売委託契約の手続についてご案内メールをお送りします。 メールをお送りした後に、確認のお電話を差し上げます。

金融機関名		銀行支店名信用金庫
口座番号	普通·当座	
口座名義人		

取扱店には、ご利用に応じて販売手数料がございます。上記口座に、ホームネット(株)より販売手数料をお振り込みいたします。



FAX:03-5285-4

サービス提供会社

見まもっTEL

検索

東京都居住支援法人 配 ホームネット株式会社 居住支援サービス事業部 販売 T169-0072

╏エルズサポート株式会社 HOMENET GROUP

東京都新宿区大久保3-8-2 新宿ガーデンタワー 1 3階

■居住支援法人とは

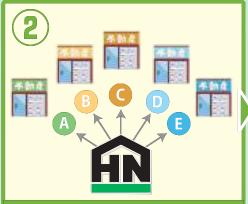


居住支援法人とは: 各都道府県の指定に基づき居住支援を行う法人

支援対象者:高齢者を中心とした住まい探しにお困りの方



基本情報、希望の地域物件 条件を教えて下さい。



提携不動産会社に物件探しを HN がまとめて依頼します。



ご案内が可能な物件情報を HN で集めて、相談者にお知らせします。気になる物件があれば、管理会社をご紹介します。

# 000120-460-560

〈受付時間〉平日9時~18時(年末年始を除く)

# ご相談は無料です∥

ご自身で不動産会社を 1 軒、1 軒回るのは大変ですよね。

HN(ホームネット株式会社)があなたに代わって、高齢者等の入居に協力的な複数の提携不動産会社にお部屋探しを依頼するので効率的です!

※条件によってはご案内できる物件が見つからない場合も御座いますので予めご了承下さい。



## 金 ホームネット株式会社

〒169-0072東京都新宿区大久保3-8-2新宿ガーデンタワー13階





# **V居相談はゴチ**



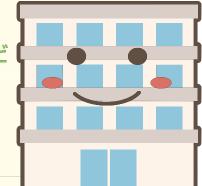
〈受付時間〉平日9時~18時(年末年始を除く)



下記の流れに沿ってお伺いします。

- 居住支援法人ホームネット(株)を知ったキッカケ
  - 【例】○○役所○○課でチラシをもらった
  - 例 インターネットで検索した など
- お部屋を探している理由
  - (例) 今、住んでいるアパートが古くなり取り壊すため
  - (例) 今より家賃の安い部屋に住みたい など
- 基本情報
  - 例 お名前・連絡先・年齢・性別 など
- お部屋探しにおけるお困り事
  - (例) 年齢を理由に断られる
  - (切) 連帯保証人が居ない事を理由に断られる など
- お部屋探しの条件
  - 例 エリア、家賃、間取り、その他の設備等条件 など
- 現在の状況
  - 例 収入、今の居住地域、家族構成、間取り
  - 例 家賃、持ち家 or 賃貸 など
- ※条件によってはご案内できる物件が見つからない場合も御座いますので予めご了承下さい。















#### 参考資料 ⑤

## すみだすまい安心ネットワーク事業

#### 1 目的

不動産関連事業者や福祉サービスの提供主体など関係団体との協力・ 連携体制を強化することで、高齢者や障害者、子育て世帯などの住宅 確保要配慮者の民間賃貸住宅等への居住等を支援していく。

#### 2 主な事業内容

#### (1) 家主と入居希望者とのマッチング

家主が所有している物件を、住宅確保要配慮者専用住宅として都 に登録。当該住宅を活用し、区が家主と入居希望者とのマッチング を図ることで、住宅の確保を実現する。

#### (2) 家主や入居者等への経済的支援

#### ① 家賃低廉化補助

入居者が支払う家賃を毎月2万円減額し、減額した分を、区が 家主に補助する。(最大20年間)

#### ② 家賃債務保証料低廉化補助

入居者が支払う入居時の保証料を最大3万円減額し、減額した 分を、区が保証会社等に補助する。

#### ③ 入居者死亡事故保険補助

入居者死亡事故に係る少額短期保険の被保険者に対し、年間最 大6千円を補助する。(最大20年間(予定))

#### ④ 家主への成約謝礼金

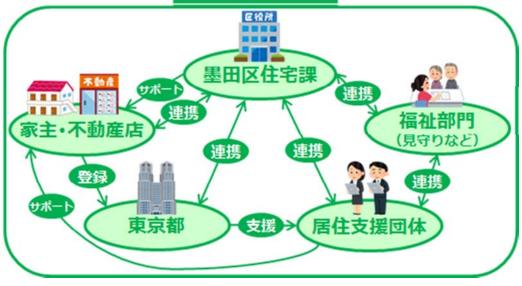
1契約につき5万円の謝礼金を、区が家主に支払う。

#### (3) 居住支援団体の活用

入居相談や家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等と 区が連携し、家主や入居者に対するサポートを実施する。

## <制度イメージ図>





#### 住宅セーフティネット制度に係る補助制度の新たな取組について

令和元年6月12日 東京都住宅政策本部

(一部抜粋)

#### I 見守りを実施する居住支援法人への補助(2ヵ年のモデル事業)【新 規】

#### 〇 概要·目的等

・高齢者の入居時の事故(孤独死、急病)等に係るリスクを軽減するため、入居者への見守り サービスを実施する居住支援法人に対する補助を2か年×2期のモデル事業として実施

#### 【モデル事業者が実施する業務】

- ア セーフティネット住宅に入居する高齢者への見守りサービス
- イ セーフティネット住宅の新規登録促進・見守りサービス利用の働きかけ
- ウ 貸主等及び入居者に対する見守りサービスの実態やニーズの把握につながるアンケート の実施・アンケート結果の集計・分析及び都への報告
  - ⇒ 都は、当該報告を基に効果的な見守りサービス及び行政の関与について検討
- ・ 部内管理職で構成する選定委員会を立ち上げ、1期当たり2者の居住支援法人をモデル事業者として公募・選定

#### Ⅱ 少額短期保険等保険料補助【新 規】

#### 〇 概要・目的等

- ・入居者の死亡に伴い、セーフティネット住宅等の貸主が被る損失(①残存家財整理費用 ②居室 内修繕費用 ③空き家となったことによる逸失家賃の少なくともいずれか 1 種) を補償する少額 短期保険※等の保険料の一部を補助することにより、貸主の不安を軽減
- ・対象は、孤独死に陥る危険性が最も高い60歳以上の単身世帯で、かつ新規入居者 (セーフティネット住宅が専用住宅でなくとも対象)
- ・補助期間は、家賃低廉化補助との整合性を考慮し原則10年間とする(最長20年間)

#### Ⅲ 低廉化補助(家賃・家賃債務保証料)合算限度額に係る超過分補助【拡 充】

#### 〇 概要

・①家賃低廉化補助、②家賃債務保証料低廉化補助を併用する場合、それぞれの補助限度額まで利用できるよう、①及び②の合算補助限度額を超過する部分について、都と区市町村が1/2ずつ補助

# あんしん居住制度

平成 26 年 4 月 1 日 改訂版

亡くなった後 身内に迷惑を かけたくない





## A 見守りサービス

お住まいに設置する 【生活リズムセンサー】 【緊急通報装置】 【携帯用ペンダント】 により 24 時間安否を 見守ります。

住み慣れた住宅 住み続けたい地域での あんしん生活を 支えます! これなら 一 人暮らしで 具合が悪くなっても あんしんね



## B 葬儀の実施

お亡くなりになった場合に 死亡診断書を受け取り 直葬します。

## C 残存家財の片付け

お亡くなりになった後に 住宅内に残された 家財(貴重品以外)の 片付けを行います。

東京都(島しょは除く) にお住まい、あるいはこれからお住まいになる 高齢者等とそのご家族、大家さんなど、みなさまの不安を解消します。



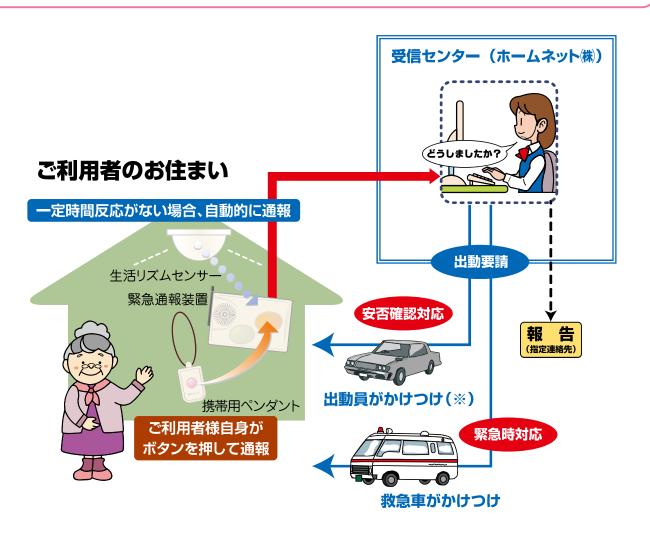


## 見守りサービス

## 【契約期間 = 1年間】

- あんしんして生活できるよう、安否の確認や緊急時の対応サービスを 行なうものです。
- 「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」の3つで対応します。

#### ご利用者のお住まいから、受信センターへの通報とかけつけのしくみ



※ 安否確認を行う出動員は、専門の教育課程を終了し、緊急時における対処法の知識がありますので安心です。

#### 生活リズムセンサー

室内のよく通る場所の 天井や壁に設置します。

一定時間、反応がなかった場合、自動的に受信センターに通報されます。



(直径約 15cm 設置イメージ)

#### 緊急通報装置

固定電話の近くに設置します。



#### 携帯用ペンダント

就寝時には枕元に、入 浴やトイレ時には壁など に掛けておけば安心です。 使用できる範囲はご自 宅内に限ります。



外泊ボタン

#### 24 時間無料電話相談

看護師等が、健康・医療に 関する相談に応じます。 緊急ボタン

#### 緊急時に、お住まいへ入室する場合に備え、

- ① または ② の方法をあらかじめ指定していただきます。
  - 指定連絡先に カギを預ける
- ② 「キーボックス」を購入する (購入価格 7,560 円)

合鍵を保管しておき、かけつけた出動員が、 暗証番号を入力して、開錠します。



- \*あらかじめ承諾いただいた場所(窓ガラス等)を破壊して入室します。
- \*原則として警察・消防等の立ち会いのもとに行ないます。
- \*破壊した場合の費用はご利用者負担となります。
- \*オートロックシステムのマンション等にお住まいの方はご相談ください。



#### 訪問電話サービス オプション(希望者のみ)

2週間に一度、あらかじめ指定された時間帯に、 看護師等からご利用者宅へ、安否確認の電話を かけます。

#### 見守りサービスは

- \*電話回線を利用したサービスです。 原則として、固定電話回線が必要です。
- \*光、ADSL、IP 電話等を利用している場合は、 事前にご相談ください。別途、工事や費用が必要となる場合もあります。

# B

## 葬儀の実施

ご契約いただいた方がお亡くなりになった場合、以下の手順で葬儀を手配します。

死亡連絡の受信 まちづくりセンター または ホームネット(株)

#### **葬儀の実施方法等を確認** ホームネット㈱が指定連絡先に確認します。

- ◇ 指定連絡先とは、ご契約者からの申し出により、サービスシートに記入された方です。
- ◇ 指定連絡先を立てられない場合や、連絡がとれない場合でも、葬儀を手配します。
- ◇ 指定連絡先の氏名等変更は随時受け付け、最新情報を保管します。

#### 実施の内容

- 死亡診断書の受け取り
- 区市町村への死亡診断書の提出と火葬(埋葬)許可書の交付申請手続き
- 病院等から火葬場等への遺体搬送(寝台車両費用含む)
- 火葬 (火葬費用・火葬場費用含む)
- 指定連絡先への遺骨の引渡し(骨壷含む)

#### 読経や告別式などは費用に含まれません。

希望される場合は、葬儀を行う下記法人にご相談ください。(生前予約も可能です)

名 称 社会福祉法人 東京福祉会

所在地 東京都文京区千駄木3-52-1

電 話 03-3823-1192 FAX 03-3823-1197

#### 遺骨を引き取る方を立てられない場合や、すぐに引き取ることができない場合

東京福祉会の「納骨堂」に5年間保管した後、「慰霊堂」に合祀させていただきます。 この場合に、別途費用をいただくことはありません。



納骨堂(練馬区)



慰霊堂(埼玉県入間郡毛呂山町)



## 残存家財の片付け

ご契約いただいた方がお亡くなりになった場合、以下の手順で残存家財の片付けを 手配します。

死亡連絡の受信 まちづくりセンター または ホームネット(株)

#### 家財の片付け方法等を確認 ホームネット㈱が指定連絡先に確認します。

- ◇ 指定連絡先とは、ご契約者からの申し出により、サービスシートに記入された方です。
- ◇ 賃貸住宅の方は、指定連絡先を立てられない場合や、連絡がとれない場合でも、賃貸 人や管理会社等に確認の上、片付けを手配します。
- ◇ 指定連絡先の氏名等変更は随時受け付け、最新情報を保管します。

#### 家財の状況を確認 指定連絡先の方とホームネット㈱が立会います。

- 荷物量の把握
- 片付けを行う日(実施日)を決定

片付けてほしくない家財や、まちづくりセンターが片付けることのできない貴重品等は、 実施日までに指定連絡先の方に引き取っていただきます。

実施日に住宅内に残っている家財をすべて片付けます。



- 持ち家の方は、預かり金タイプのみのご利用となります。
- 持ち家の方で、指定連絡先を立てられない方は、契約することができません。
- ご契約時のお住まいの状況によっては、片付けをお引受できない場合もありますので、 ご相談ください。

## ■ 料金のご案内

7つのサービス内容から一つをお選びいただき、必要な費用をお支払いください。

	サービス内容	① A見守りサービス	② A見守りサービ C残存家財の 片付け
	ご 契 約 時 に 必 要 な 費 用 契約申込み後に、一括でお支払いいただきます。	54,780	224,100
	A 見守りサービス 年間利用料 (設置費用含む) ◆1年分の費用 ◆途中解約の場合、機器の設置・撤去費 および利用月数分の費用を差し引いた 額を返金します。	48,300	48,300
費用	B 葬儀の実施 預かり金 (1名分) ◆葬儀および片付けを実施するまで お預かりします。	_	_
の内容	C 残存家財の片付け 預かり金 (1回分) ◆途中解約の場合、または6年目に 更新しない場合、全額返金します。	_	154,200
	◆契約期間中の事務手数料	6,480	21,600
	◆見守りサービスのオプション「訪問電話サービス」	(5,650)	(5,650)
	契約期間 (いずれも更新できます。)	1年	
2年目以降	◆「A見守りサービス」の年間利用料 ◆オプション「訪問電話サービス」ご利用の場合は、 表示金額に、5,650円を加算します。	<b>54,780</b> (事務手数料含む)	48,300
更新の費用	◆ 5 年間分の事務手数料	_	21,600

- ※持ち家の方の、「C残存家財の片付け」にかかる費用は、7ページ面積別料金表をご確認ください。
- ※預かり金タイプには、年齢制限はありません。

(単位=円、消費税込)

3	4	5	6	7
A見守りサービス B葬儀の実施	A見守りサービス B葬儀の実施 C残存家財の 片付け	B葬儀の実施 C残存家財の 片付け	B葬儀の実施	C残存家財の 片付け
378,400	532,600	516,700	362,500	208,200
48,300	48,300	_	_	_
308,500	308,500	308,500	308,500	_
_	154,200	154,200	_	154,200
21,600	21,600	54,000	54,000	54,000
(5,650)	(5,650)	_	_	_
5年			5年	
48,300	48,300	_	_	
21,600	21,600	54,000	54,000	54,000

**<sup>※「</sup>B葬儀の実施」は、同居の複数名で契約することができます。詳細はご相談ください。** 

例) B葬儀の実施、C残存家財の片付けを2名で契約する場合 B(308,500)×2名分+C(154,200)+事務手数料75,600円 = 846,800円

## ■「C残存家財の片付け」 面積別料金表 (持家のみ)

住宅面積	「C残存家財の片付け」 預かり金(消費税込)	
~ 60㎡ 未満	308,500円	
60㎡ 以上 80㎡ 未満	411,400円	
80㎡ 以上 100㎡ 未満	514,200円	

- **持ち家の方は、お住まいの面積によって費用が異なります。**
- お申し込みの際には、お住まいの面積が確認できるものをご用意ください。

例 ) 建築設計図面 住宅購入時パンフレット 登記簿謄本写し

等

お気軽にご相談ください!



## ■ 料金のご案内

サービス内容	B葬儀の実施・C残存家財の片付けのセット
契約期間	1年(更新可能)
ご契約時に必要な費用	18,760円
(内訳)サービス利用料 事務手数料	3,980円×2ヶ月分 10,800円(1年分)

月々の費用	3,980円
○3ヶ月目以降、口座から引落し	ます。

更新時の費用(1年毎)	10,800円
○ 1 年分の事務手数料です。 ○月々のサービス利用料と共に、	口座から引落します。

## ご注意いただくこと

- 預かり金の分割払いではなく、月々の利用料をお支払いいただく ものです。
- **いただいた料金は、原則お返しできません。**
- 契約更新時に、利用料金が変更になる場合があります。
- 状況により、更新できない場合があります。
- ご夫婦等でお申し込みの場合は、お一人ずつのご契約となります。

#### ■ 預かり金タイプ

#### 預かり金タイプとは…

契約時にお支払いいただいたお預かり金で、亡くなった後、葬儀の実施・残存家財の片付けサービスを行なうものです。

#### ご利用要件

東京都(島しょを除く)にお住まい、あるいはこれからお住まいの方が対象です。

- ※大家さんのご了解があれば、賃貸住宅の保証人の代わりとなる場合があります。
- ※年齢制限はありません。

### ■ 月払いタイプ

#### 月払いタイプとは…

月々のサービス利用料金をお支払いいただくことで、亡くなった後、 葬儀の実施・残存家財の片付けサービスを行なうものです。

#### ご利用要件

東京都 (島しょを除く) にお住まい、あるいはこれからお住まいの方で、 以下の条件を、全て満たした方が対象です。

- ○契約時点で、79歳以下の方
- ○東京都内の**賃貸住宅**に居住あるいはこれから居住する方
- ○以下の①~③の告知事項すべてに該当する方

#### [告知事項]

ご記入いただいた内容が事実と違っていた場合には、契約解除やサービスを受けられないことがあります。告知事項は、必ず契約者ご本人が、事実をありのままに正確に申告していただきます。

- ①現在、入院中もしくは医師から入院による治療を勧められていないこと。
- ②現在、日常生活において介護を要する状態ではないこと。
- ③過去2年以内に疾病による5日以上継続した入院をしていないこと。

## ■ タイプ別比較表

項目		預かり金タイプ	月払いタイプ	
サービス内容		共通 ⇒ 詳細は 1 ~ 4 ページへ		
	A 見守り サービス	Aと、B Cはセットで契約可能	Aと、BCは別契約 ※それぞれに、事務手数料が必要	
サービス の 組合せ	B 葬儀の実施	①Bのみ ②Cのみ ③BCのセット	①BCのセット	
	C 残存家財の 片付け	※3種類	※ 1 種類	
   契約 	期間	5 年間 ※更新可能	1 年間 ※更新可能	
住宅の	の種類	持家・賃貸住宅	賃貸住宅	
利用可能な方		島しょを除く、都内にお住まいの 方全て	島しょを除く、都内にお住まいの 方で、以下の両方に当てはまる方  ① 契約時点で79歳以下の方  ② 健康状態等に関する告知 事項全てに当てはまる方  ⇒詳細は9ページへ	
契約時に 必要な費用		BC 516,700円 (内訳) 葬儀預かり金 308,500円 家財預かり金 154,200円 事務手数料 54,000円	B C 18,760円 (内訳) 利用料(2ヶ月分) 7,960円 事務手数料(1年分) 10,800円	
解約時の返金		預かり金は全額返金	返金なし	

### ■ご相談からご利用までの手続きの流れ



## あんしん居住担当

受付時間 9:00~17:00まで (土・日・祝日、年末年始を除く)

## TEL 03(5466)2635 FAX 03(5466)2210

〒150-8503 渋谷区渋谷2-17-5シオノギ渋谷ビル7F



#### 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

## 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 貸付のご案内

この制度は、国及び東京都の補助を受けて、東京都社会福祉協議会(以下「東社協」)が実施する公的な貸付制度です。児童養護施設等に入所中、又は里親等へ委託中、及び児童養護施設等を退所、又は里親等への委託が解除された方に対して、自立支援資金を貸付け、児童養護施設退所者等の円滑な自立を支援することを目的に、児童養護施設等と連携して必要な資金の貸付けを行います。

貸付後、貸付資金ごとに一定期間の就業継続をした場合には、申請によって返済が免除されます。

## 1

#### 貸付資金の内容・対象者等

資金種類	貸付対象者※1	貸付期間	貸付額
生活支援費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム(以下「児童養護施設等」)を退所した方、又は里親若しくはファミリーホーム(以下「里親等」)の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校(以下「大学等」)に在学する方(以下「進学者」)	大学等に在学する期間	月額50,000円
家賃支援費	進学者のほか、児童養護施設等を退所した方、又は 里親等の委託を解除された方のうち、保護者等から の経済的な支援が見込まれない方で、就職している 方(以下「就職者」)	進学者は、大学等 に在学する期間 就職者は、優別 と年を限度として が開り がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	1 か月の家賃相当額 (管理費及び共益費を含む) 居住地の生活保護住宅扶助額を限度 ≪東京都内の例示≫ 23区、羽村市・あきる野市を除く24市 53,700円 羽村市、あきる野市、瑞穂町 45,000円 日の出町、檜原村、奥多摩町、島しょ(町村部) 40,900円 (2018年12月現在)
資格取得支援費 ※3	児童養護施設等に入所中、又は里親等に委託中の方で、就職に必要となる資格の取得を希望する方(以下「資格取得希望者」)		資格取得費用の実費 250,000円上限 ※2

※1:貸付対象者は、東京都の区域内に所在する児童養護施設等に入所中又は退所した方、里親等に委託中又は委託解除された 方であること

外国籍の方の場合 次の①~②のいずれにも当てはまること。

- ①在留資格が「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」のいずれかである。
- ②将来にわたり日本国内に永住する見込みがある。
- ▶児童養護施設について、東京都外に所在する東京都の措置児童の入所する施設(都外施設)については、本事業では施設の所在する道 府県に申請をすることとされています。
- 府県に申請をすることとされています。 そのため、都外施設については、自立生活スタート支援事業貸付等との併用を検討する場合は、当該自治体の貸付事業実施者(社会福祉協議会等)と、制度利用(併用)について十分な調整を行う必要があります。
- ※2:自立生活スタート支援事業貸付(別制度)の技能習得資金と併せて、30万円までの借り入れが可能です(なお、児童入所施設措置費等国庫負担金の特別育成費による資格取得等のための特別加算がある場合は、加算額を控除した額を資格取得費用の実費額とします)。
- ※3:児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内で、大学等に在学する方を含みます。

## 2 貸付利率

□貸付利子は、無利子です。

## **ദ** 貸付資金の申込みについて

- □借入申込みのできる方は、●の貸付対象者に該当する方です。
- □進学や就職を機に施設等を退所(委託解除)した方が貸付けの対象となります(資格取得支援費を除く)。
- □借入れにあたっては、「児童養護施設等の長・里親等の意見書」が必要です。
- □連帯保証人は、原則必要です。連帯保証人は返済終了まで変更できません。
  - <連帯保証人の要件>
  - \*65歳未満で、借入申込者と別生計、別世帯で、借受人に代わって返済する能力のある方
  - \* 東社協が債権者である貸付制度の連帯保証人になっていない方
  - \*要件を満たす連帯保証人がいない場合はご相談ください。
- □本制度の複数の資金を同時に借り入れることもできます。
- □他の貸付制度との併用も可能ですが、借り入れの必要性、返済にあたって将来の収支計画等を十分 に施設等の担当者と相談のうえでご利用ください。
- □借入申込みにあたって、以下の必要書類が必要です。その他にも追加で書類の提出が必要な場合があります。

#### 《申請に必要な書類》 ※この他にも書類の提出を求める場合があります。

#### ▶共通書類

- · 借入申込書
- ・住民票(マイナンバーは記載しないこと。発行から3か月以内のもの)
- ・収支計画予定表(様式あり)
- ・児童養護施設等の長・里親等の意見書
  - ※里親等の場合は措置通知書の写しを添付
- ・必要な資金の内容(使途)がわかる書類(下記参照)

#### ▶生活支援書

・大学等に在籍していることが確認できる書類(在学証明書等)

#### ▶家賃支援費

#### <進学者>

- ・家賃額(管理費・共益費含む)のわかる借入申込者本人名義の賃貸借契約書の写し等
- ・大学等に在籍していることが確認できる書類(在学証明書等)

#### <就職者>

- ・家賃額(管理費・共益費含む)の記載がある借入申込者本人名義の賃貸借契約書の写し等
- ・社員寮等にお住まいの方は、就労先の発行する雇用契約書や給与明細書の写し等(住宅手当等が 支給されている場合は家賃額との差額が貸付けの対象となります)
- ・就労の確認ができる書類(就労先の発行する在職証明書、雇用契約書等)

#### ▶資格取得支援費

・就職に必要となる資格の取得費用のわかる書類の写し

#### <児童養護施設等を退所又は里親等の委託解除後4年以内で大学等に在学する方の場合>

・大学等に在籍していることが確認できる書類(在学証明書等)

#### 《貸付決定後に必要な書類》

- ・借入申込者、親権者(法定代理人)、連帯保証人の印鑑登録証明書(借用書提出時点で発行から3か月以内のもの)
  - ※借用書には、印紙税法別表1による印紙の貼付が必要です。

#### 《申請に当たっての注意事項》

- ●進学者には、大学等に在学(正規の修学年数の範囲内)している方を含みます。
- ●就職者は、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された方のほか、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に退所又は委託解除となった方とします。
- ●具体的な資金使途は、制度の趣旨に照らして個別に審査されます。なお、審査によって貸付けが不 承認となることもあります。
- ●資金交付後、申請に不正が認められたり、借入目的に反する資金使用が確認された場合は、借受人 に対して資金の一括返済を求めます。

## 4

#### 借入れ相談から資金交付(送金)まで

1)相 談

- ▶施設等の担当者が借入希望者から相談を受け付けます。施設等の担当者は、借り入れの必要性や返済の見込み、連帯保証人の有無等について借入希望者の状況を確認します。
- ▶そのうえで、施設等の担当者から東社協へ連絡をし、貸付対象となるか確認をします。
- ▶面接までに必要な各種様式を事前に提出いただきます。
- <貸付対象となりうる場合>
- ▶東社協から、面接日程や準備いただく書類等について連絡いたします。
- ※「自立生活スタート支援事業貸付制度」等による貸付けとの調整が必要になる場合があります。

 $\blacksquare$ 

②面 接

- ▶借入希望者、施設等の担当者、東社協の三者で面接し、以下の内容を確認します。
  - ・借入れの仕組み(借受人、連帯保証人の義務と施設等の関わり等)
  - ・借入希望内容(書類の確認)・借入資金の種類、申請額
  - ・修学、就労等の状況 ・ 今後の日程について 等々

•

- ③申請書類の提出
- ▶借入希望者は、施設等の担当者に借入申込書並びに東社協から指定された必要書類を提出 します。
- ▶施設等の担当者は、内容を確認して「児童養護施設等の長・里親等の意見書\*」を添えて東 社協へ提出します。※里親等の場合は措置通知書を添付してください。
- ▶申請書類は、郵送で提出することができます。

•

- 4審 査
- ▶東社協において貸付の可否について審査を行います(2週間程度かかります)。
- ▶審査中に追加の聞き取りや書類の提出等のお願いをする場合があります。

▼ ⑤貸付決定

- ▶貸付の可否については、借入希望者、連帯保証人、施設等に郵送で通知されます。
- ▶貸付が承認された借入希望者には借用書等も併せて郵送します。

\_\_\_\_

- ⑥借用書の提出
- ▶借用書に借受人・親権者(法定代理人)・連帯保証人が署名捺印(実印)のうえ、印紙を貼付(割印押印)し、それぞれの印鑑登録証明書(15歳以上必須)を添えて、東社協へ郵送します。
- ※印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)は、原則借用書(債権)ごとに提出します。 複数資金の借入れについて同時に借用書を提出した場合は、1部でも構いません。

•

- ⑦貸付金の交付
- ▶東社協で借用書受理後、借用書の記載内容等に不備がなければ、原則20日以内に貸付金を 指定□座に送金します。
- ▶なお、生活支援費、家賃支援費については、月決めの送金となります。毎月の家賃の支払い状況を報告していただき、初回以降の送金は毎月15日頃に行います。転居により家賃額が変更になった場合はご連絡ください。

⑧資金使途報告

T

- ▶資格取得支援費について、本人名義の領収書の写し等、資金使途を確認できる書類を東社協に提出が必要です。
- ▶なお、転居した場合は、転居後の住民票を提出が必要です。

## **6** 償還(返済)について

- (1) 貸付利子は無利子です。返済は、払込取扱票による月賦返済となります。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由を除き、①進学者が大学等を退学したとき、②就職者が離職したとき、③進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき、④資格取得の貸付けを受けた方が資格取得の見込みがなくなったときは、その事由が生じた月の翌月から返済期間に入ります。
- (3) いずれの資金も借用書の返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して、延滞利子 (年利5%)が発生します。
- (4) 返済期間中は借受人及び連帯保証人あてに「返済残額のお知らせ」が送付され、完済すると、「返済完了のお知らせ」を発行し、借受人に借用書をお返しします。
- (5) 本資金の返済にあたっては、東社協と施設等が連携してご相談にあたります。そのため、「返済残額のお知らせ」等の書類は、連帯保証人及び施設等へも同じものが送付されます。
- (6) 返済期間中に、病気や失業等により、計画どおりの返済が難しくなった場合には、必ず、東社協または施設等にご相談ください。
- (7) 何のご連絡もなく、一定期間を超えて滞納された場合は、「督促状」の発行のほか、必要に応じ訪問や面接の実施などの対応をします。悪質と判断される場合は法的措置をとることもあります。

#### ≪返済期間等≫

資金種類	返済期間
家賃支援費	20年(240月)以内
生活支援費	20年(240月)以内
資格取得支援費	7年(84月)以内

## **(る)** 償還(返済)の免除について

(1) 貸付後、下記の要件を満たした場合には、申請により返済債務額が全額免除されます。

#### ≪返済免除要件≫

区分	免 除 要 件
進学者	大学等卒業後1年以内に就職、かつ5年間就業継続*したとき
就職者	就職から5年間就業継続*したとき
資格取得希望者	就職から2年間就業継続*(大学等進学後に資格取得支援費を貸付けた場合は、卒業後1年以内に就職かつ2年間)したとき

※1週間の所定労働時間が20時間以上であること。雇用形態は問いません。

- (2) 返済免除までの期間は、生活状況の確認とあわせて、**就労の継続又は就学の継続状況の確認書類を提出いただきます。この提出がないと、免除は認められないことがあります。**また、必要に応じて、「児童養護施設等の長・里親等の意見書」等を提出していただくことがあります。
- (3) 上記(1)の要件に満たない場合でも、貸付けを受けた進学者又は就職者が貸付けを受けた期間以上就業を継続した場合、貸付けを受けた資格希望者が、1年以上就業継続した場合は、申請により返済債務額の一部を免除できる場合があります。
- (4) **転居や退学、転職など状況に変化があった場合は、必ず東社協または施設等にご連絡ください。**変化のあったことがわかる書類を提出していただきます。
- (5) 返済免除が決定した場合には、借用書はお返ししません。

#### ご相談は随時お受けしております。早めにご相談ください。

**《《《** 問い合わせ先 **》》》** 

〒 162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 5階

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 担当

Tel 03-3268-7238 Fax 03-3235-5979

## 東京都居住支援協議会セミナー

2018年10月29日(月) 14:00~(開場 13:30)

東京都庁第二本庁舎1階 二庁ホール 事前申込制・参加費無料

東京都居住支援協議会は、高齢者、所得の低い方、障害者など住宅の確保にお困りの方が民間賃貸 住宅へ円滑に入居できるよう、区市町村による居住支援協議会の設立・活動を支援する組織です。

住宅にお困りの方と、民間賃貸住宅オーナーをつなぎ、入居あっせん等の取組みを促進していくた めには、地方公共団体と不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、入居支援や生活支援に一体的に 取り組むことが不可欠です。

そこで、各団体が積極的に情報交換をし、連携を図るためのきっかけを得る場となるよう、下記の とおりセミナーを開催します。

第1部 14:00~15:05

居住支援の目指すもの

**先駆的な取り組みから考える** 



岡田 太造

講演者 兵庫県立大学大学院 経営研究科 客員教授

一般社団法人 居住支援全国ネットワーク 理事

基調講演

#### 第2部 15:15~16:00終了予定

- ①一般財団法人高齢者住宅財団
- ②ホームネット株式会社
- ③特定非営利活動法人リトルワンズ
- 4)特定非営利活動法人 ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン
- ⑤株式会社ケアプロデュース
- ⑥企業組合労協センター事業団
- ⑦特定非営利活動法人コレクティブハウジング社
- ⑧株式会社こたつ生活介護
- ⑨特定非営利活動法人せたがや福祉サポートセンター
- ⑩東京都住宅供給公社
- ⑪東京都 都市整備局

東京都の居住支援法人等による居住支援活動の事例紹介および

相談ブースの設置

(第2部は途中の入退場が可能です)